地方公共団体の調達に関する一連の手続のデジタル化 について

令和3年9月28日

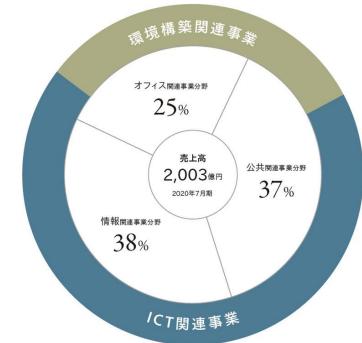
株式会社内田洋行

株式会社内田洋行について

• 受注者(契約相手方)として

東西に入札資格申請事務局(3名)を設置し、全国約970団体の基礎的自治体並びに省庁、独立行政法人等に対して年間を通じて登録業務を行っている。

契約事務システムサポートベンダーとして 【実績】 2 2 市 6 町



現状の問題意識や課題について

• 指名参加願いについて

- ✓申請受付期間や提出方法、提出書類が都道府県、市町村によりばらばらである。また電子の登録以外にいまだに原本の郵送が必須となる場合がある。
- ✓都道府県が用意する共同システムが義務ではなく、参加希望団体であるため 自治体個別受付がなくならない

• 電子入札について

- ✔開札結果以降(契約事務)は各団体の固有事務となっており、従来通りの紙を中心とした手続き(契約書及び関連資料)となっている団体が多い。
- ✓そのため多くの書類に押印を求められる。社内手続きに時間が掛かるとともに現場及び捺印を管理する部門のテレワークが進めづらい
- ✓財務会計システムでの支出処理のための入札データ連携や落札業者の債権者 登録等の個別事務が自治体内に存在する。そのため共同システムの場合は2 重管理となっている。
- ✓電子入札の結果が即日ダウンロードできない。すぐに契約書が発行できない。 手入力して契約書を作成している。

要望について

- 指名参加願いについて
 - ✓全国統一システム化
 - ✓登録業種などの登録希望コードの統一による申請事務の省力化
 - ✓受任者変更などの記載事項の変更に要する各システムごとの変更願い提出作業の軽減
 - ✔物品は共同システム利用が少ない。埼玉県450業種

- 電子入札について
 - ✓契約約款や必要手続きの共通化
 - ✓電子入札に使用する電子証明書の統一
 - ✓APLIC等の自治体内部管理システムとのデータ連携仕様の整備

契約管理システムの観点から



☆業者管理



- ✔小規模自治体ではシステム化が遅れている (EXCEL、Access等での簡易的な管理が中心)
- ✓共同利用システムの対象範囲が限定的
- ✓多くの事務が自治体側に依存している

債権者管理

(担当者登録)

☆契約事務・財務会計

決定通知